

公益財団法人全日本柔道連盟 医科学委員会協力委員に関する規則

(目的)

第1条 本連盟専門委員会規程別表2において、都道府県に配置し、大会救護、柔道事故予防活動を推進する者として位置づけられている協力委員に関する事項を定める。

(選任)

第2条 本連盟医科学委員会委員、特別委員および都道府県柔道連盟(協会)から推薦された者とし、医科学委員会の承認を受け、会長と医科学委員長が委嘱する。

2. 任期満了に伴い、協力委員継続意思のある者は医科学委員会の承認を受け、会長と医科学委員長が再委嘱する。

(任期)

第3条 任期は2年（医科学委員会改選後4月から翌々年3月まで）とし、再任は妨げない。

2. 再任される場合の年数制限はしないが、本連盟および都道府県柔道連盟（協会）の活動に携われなくなり、本人が辞意を申し出た場合に解嘱する。

(業務)

第4条 協力委員は、本連盟医科学委員会および都道府県柔道連盟（協会）が実施する次の事業に参加、協力する。

(1) 競技大会における救護活動
(2) 柔道事故予防等の安全講習
(3) アンチ・ドーピング講習
(4) 柔道に関する医科学研究

(地区および責任者)

第5条 本連盟が区分している地区を次の6地区に分け、各地区責任者として医科学委員会委員または特別委員が統括する。

(1) 北海道・東北
(2) 関東・東京
(3) 北信越・東海
(4) 近畿

(5) 中国・四国

(6) 九州

(改廃)

第6条 この規則の改廃は会長の決裁を受けて行う。

附則

1. この規則は、2026年1月1日から施行する。